

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【公開番号】特開2009-57040(P2009-57040A)

【公開日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-011

【出願番号】特願2008-159481(P2008-159481)

【国際特許分類】

B 6 1 B 11/00 (2006.01)

【F I】

B 6 1 B 11/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

輸送用ケーブル(18)に結合された荷重支持バー(16)に連結されたフレーム(14)を有し、安全バー(2)を有し、安全バー(2)を閉鎖するための装置(13)を有し、エネルギー蓄積器(8)を有し、エネルギー蓄積器(8)にエネルギーを供給するための装置(7)を有し、更にエネルギー蓄積器(8)からのエネルギーの蓄積を防止する阻止装置(13)を有し、阻止装置(13)を作動させること及び作動を停止させることが可能であり、阻止装置(13)の作動状態においては安全バー(2)を開くことが防止されるチェアリフト又はロープウェイシステムの輸送装置において、

阻止装置(13)は、安全バー(2)がその完全に開かれた位置とその完全に閉じられた位置との間の距離の少なくも一部分にわたり開かれることを防止することを特徴とする輸送装置。

【請求項2】

阻止装置(13)は、安全バー(2)がその完全に開かれた位置と完全に閉じられた位置との間の全距離にわたり開かれることを防止することを特徴とする請求項1に記載された輸送装置。

【請求項3】

阻止装置(13)及び安全バー(2)を閉じるための装置(13)が、同じグループの相互作用する構成要素から形成されることを特徴とする請求項1又は2に記載された輸送装置。

【請求項4】

エネルギー蓄積器(8)にエネルギーを与えるための装置(7)が、荷重支持バー(16)上に配列されることを特徴とする請求項1から3のいずれか1つに記載された輸送装置。

【請求項5】

エネルギー蓄積器(8)にエネルギーを与えるための装置(7)が、旋回可能に取り付けられたキャリヤー(30)を有することを特徴とする請求項1から4のいずれか1つに記載された輸送装置。

【請求項6】

エネルギー蓄積器(8)にエネルギーを与えるための装置(7)が、死点を通って旋回

させ得ることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【請求項 7】

エネルギー蓄積器 (8) にエネルギーを与えるための装置 (7) がトグル継手 (35) を有することを特徴とする請求項 6 に記載された輸送装置。

【請求項 8】

エネルギー蓄積器 (8) にエネルギーを与えるための装置 (7) が案内ローラー (12) を有することを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【請求項 9】

阻止装置 (13) が下側のレバー (4) と上側のレバー (5) とを有すること、下側のレバー (4) が、その自由端に、安全バー (2) の延長部 (3) のための当り面 (22) を有すること、及び上側のレバー (5) が、エネルギー蓄積器 (8) にエネルギーの与えられることを防止する阻止手段 (10) のための当り面を有することを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【請求項 10】

下側のレバー (4) 及び上側のレバー (5) が、安全バー (2) の延長部 (3) に取り付けられることを特徴とする請求項 9 に記載された輸送装置。

【請求項 11】

下側のレバー (4) がエネルギー蓄積器 (8) に連結されることを特徴とする請求項 9 又は 10 に記載された輸送装置。

【請求項 12】

エネルギー蓄積器 (8) が、輸送手段 (1) 上に旋回可能な方法で取り付けられることを特徴とする請求項 1 から 11 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【請求項 13】

エネルギー蓄積器 (8) がバネ、特に空気圧縮バネであることを特徴とする請求項 1 から 12 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【請求項 14】

1 つの機構が、阻止装置 (13) を、エネルギー蓄積器 (8) に応力を加えるための装置 (7) に連結することを特徴とする請求項 1 から 13 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【請求項 15】

その機構が、第 1 のロッド (6) 、ボーデンケーブル及び第 2 のロッド (21) を有することを特徴とする請求項 14 に記載された輸送装置。

【請求項 16】

第 1 のロッド (21) がトグル継手 (35) に連結されることを特徴とする請求項 7 又は 15 に記載された輸送装置。

【請求項 17】

第 2 のロッド (6) が上側のレバー (5) に連結されることを特徴とする請求項 15 又は 16 に記載された輸送装置。

【請求項 18】

フレーム (14) 及び安全バー (2) にダンパー (11) が旋回可能な方法で配列されることを特徴とする請求項 1 から 17 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【請求項 19】

エネルギー蓄積器 (8) に応力を加えるための装置 (7) が、安全バー (2) の閉鎖を作動させるための装置であることを特徴とする 1 から 18 のいずれか 1 つに記載された輸送装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、輸送用ケーブルに結合された荷重支持バーに連結されたフレームを有し、安全バーを有し、安全バーを閉鎖するための装置を有し、エネルギー蓄積器を有し、エネルギー蓄積器にエネルギーを与えるための装置を有し、更にエネルギー蓄積器のエネルギーの蓄積を防止する阻止装置を有するチェアリフト又はロープウェイシステムに関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

まとめれば、本発明の実施例は以下のように説明することができる。即ち、
チェアリフト又はケーブルウェイシステムの輸送装置は、安全バー2、安全バー2を閉じるための装置13、エネルギー蓄積器8、エネルギー蓄積器8のエネルギーを蓄えるための装置7、及びエネルギー蓄積器8からのエネルギーの蓄積を妨げる阻止装置13を備える。阻止装置13は、作動させ、そして作動を停止させることができ、阻止装置13の作動状態においては安全バー2を開くことが防止される。阻止装置13は、安全バー2がその完全に開かれた位置と完全に閉じられた位置との間の安全バー2が動く距離の少なくも一部分にわたり、特に全距離にわたり安全バー2が開かれることを防止する。